瀬戸市低入札価格調査等実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、瀬戸市が発注する建設工事及び公共土木施設維持管理等業務（以下「工事等」という。）のうち、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の１０及び第１６７条の１０の２第２項（同令第１６７条の１３において準用する場合を含む。）に規定する低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適用して落札者を決定する方法について必要な事項を定めるものとする。

（対象工事等）

第２条　この要領は、予定価格が１，０００万円以上の工事等に適用する。

２　前項の規定にかかわらず、公共土木施設維持管理等業務（以下「業務委託」という。）については、予定価格が１，０００万円以上であって市長が定めたものに適用する。

（調査の基準）

第３条　政令第１６７条の１０第１項及び第１６７条の１０の２第２項(同政令第１６７条の１３において準用する場合を含む。）に規定する当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときとは、当該申込みに係る価格が、次項又は第３項の規定により算定された額（以下「基準価格」という。）に満たないときとする。

２　基準価格は、次の各号に掲げる工事等の種別に応じ、当該各号に定める額に１００分の１１０を乗じて得た額とする。ただし、その額が、予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額とする。

⑴　土木、水道、舗装等の工事及び業務委託　次のアからエまでの額の合計額

ア　直接工事費の額に１０分の９．７を乗じて得た額

イ　共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額

ウ　現場管理費の額に１０分の９を乗じて得た額

エ　一般管理費等の額に１０分の６．８を乗じて得た額

⑵　建築工事及び建築設備工事　次のアからエまでの額の合計額

ア　直接工事費の額に１０分の９を乗じて得た額に１０分の９．７を乗じて得た額

イ　共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額

ウ　直接工事費の額に１０分の１を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に１０分の９を乗じて得た額

エ　一般管理費等の額に１０分の６．８を乗じて得た額

⑶　機械設備工事、電気設備工事及び電気通信工事　次のアからエまでの額の合計額

ア　機械単体費の額に１０分の９．０７を乗じて得た額

イ　直接工事費の額に１０分の９．７を乗じて得た額

ウ　共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額

エ　現場管理費の額に１０分の９を乗じて得た額

オ　一般管理費等の額に１０分の６．８を乗じて得た額

３　特殊工事に係る基準価格は、前項の規定にかかわらず、予定価格の１０分の９．２から１０分の７．５の範囲内で適宜に定めた額とすることができる。

４　第２項の規定による額の算定に当たっては、予定価格算定の基礎となった積算上の各項目を、項目毎にそれぞれ分類し、算出するものとする。

（入札の執行）

第４条　市長は、事前に入札参加者に対して、当該入札において低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を実施する旨を周知するものとする。

２　低入札価格調査制度による入札を行った場合、入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、落札の決定を保留し、落札者については後日決定する旨を告げ入札を終了するものとする。

（数値的判断基準）

第５条　低入札価格調査制度による入札を行った場合、入札の結果、基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、明らかに契約の内容に適合した履行がされないと判断する基準として、次の各号に掲げる工事等の入札者から提出された工事費内訳書において、当該各号に定める場合に該当する入札を行った者は失格とする。

⑴　土木、水道、舗装等の工事及び業務委託　次のアからエまでのいずれかに該当する場合

ア　直接工事費の額が、設計上の直接工事費の額に１０分の９を乗じて得た額未満である場合

イ　共通仮設費の額が、設計上の共通仮設費の額に１０分の８を乗じて得た額未満である場合

ウ　現場管理費の額が、設計上の現場管理費の額に１０分の８を乗じて得た額未満である場合

エ　一般管理費等の額が、設計上の一般管理費等の額に１０分の３を乗じて得た額未満である場合

⑵　建築工事及び建築設備工事　次のアからエまでのいずれかに該当する場合

ア　直接工事費の額に１０分の９を乗じて得た額が、設計上の直接工事費の額に１０分の９を乗じて得た額に１０分の９を乗じて得た額未満である場合

イ　共通仮設費の額が、設計上の共通仮設費の額に１０分の８を乗じて得た額未満である場合

ウ　直接工事費の額に１０分の１を乗じて得た額と現場管理費の合計額が、設計上の直接工事費の額に１０分の１を乗じて得た額と現場管理費の合計額に１０分の８を乗じて得た額未満である場合

エ　一般管理費等の額が、設計上の一般管理費等の額に１０分の３を乗じて得た額未満である場合

⑶　機械設備工事、電気設備工事及び電気通信工事　次のアからエまでのいずれかに該当する場合

ア　機器単体費の額と直接工事費の額の合計額が、設計上の機器単体費の額に１０分の８．１を乗じて得た額と直接工事費の額に１０分の９を乗じて得た額の合計額未満である場合

イ　共通仮設費の額が、設計上の共通仮設費の額に１０分の８を乗じて得た額未満である場合

ウ　現場管理費の額が、設計上の現場管理費の額に１０分の８を乗じて得た額未満である場合

エ　一般管理費等の額が、設計上の一般管理費等の額に１０分の３を乗じて得た額未満である場合

（最低制限価格）

第６条　政令第１６７条の１０第２項（同令第１６７条の１３において準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格は、第３条の規定により算定した額と同様とし、当該最低制限価格を下回った入札は失格とする。

（調査の実施）

第７条　第５条の数値的判断基準に該当する価格で入札を行った者を除き、基準価格を下回る価格で入札を行った者があった場合は、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次の内容

により入札者から書類を提出させ、事情聴取を行うとともに関係機関への照会等の調査を行うものとする。

⑴　低価格で入札した理由

⑵　手持工事の状況

⑶　対象工事の工事場所と入札者の事業所及び倉庫等との地理的条件

⑷　手持資材の状況

⑸　資材購入先及び当該購入先と入札者との関係

⑹　手持機械の状況

⑺　労務者の具体的供給見通し

⑻　下請負契約の予定

⑼　過去に施工した公共工事名等及び発注者の状況

⑽　建設副産物の搬入地の状況

⑾　経営状況（必要に応じ、取引金融機関や保証会社等へ照会）

⑿　信用状態（建設業法（昭和２４年法律第１００号）違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）

⒀　その他必要な事項

（調査の審議）

第８条　市長は、前条により実施した調査の結果を瀬戸市入札参加者指名審査委員会（以下「委員会」という。）へ報告し、意見を求めるものとする。

２　委員会は、前項の報告に基づき審査を行った場合は、その審査結果を書面により市長に通知するものとする。

（落札者の決定）

第９条　市長は、前条第２項により、当該契約の内容に適合した履行がされると判断した場合にあっては、最低価格入札者を落札者と決定し、速やかに落札した旨を通知するとともに、その他の入札者全員に対しその旨を通知するものとする。

２　市長は、前条第２項により、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断した場合にあっては、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

３　次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、第７条以降と同様の手続きを行い、落札者を決定するものとする。

４　前２項の規定により、次順位者を落札者と決定したときには、次順位者に対して

落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者全員に対しその旨を通知するものとする。

附　則

この要領は、平成１９年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年１０月１日から施行する。ただし、平成２６年３月３１日までに引渡し予定の工事については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成３１年９月３０日までに引渡し予定の工事については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和３年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の瀬戸市低入札価格調査等実施要領の規定は、施行日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、令和４年１２月２７日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和５年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この要領による改正後の瀬戸市低入札価格調査等実施要領の規定は、施行日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。